一　道路の種類　一般国道
二　路線名　四十七号
三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員延長
山形県東田川郡庄内町跡字殿腰三二三番から酒田市大町字大野三九九番まで	一〇・八〇～一三六・五〇メートル　四・三五〇キロメートル

四　指定する期日　平成二十七年十一月十三日

○東北地方整備局告示第百七十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十一月十三日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十七号	山形県東田川郡庄内町跡字殿腰二四八番から酒田市東町二丁目一番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十一月十四日十六時

○東北地方整備局告示第百八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により、本局長において実施中の一般国道の改築工事が次のとおり完了するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十七年十一月十三日

路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の期日
百八号	大崎市鳴子温泉古戸前から同市鳴子温泉鬼首柏木原まで	改築	平成二十七年十一月十三日

○関東地方整備局告示第三百七十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月十三日　関東地方整備局長　石川　雄一

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
八王子市片倉町一〇七四番一五〇地内	前	三五・二〇～五六・四〇メートル	〇・二六三キロメートル
	後	四〇・三〇～六一・三五メートル	〇・二六三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○関東地方整備局告示第三百七十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月十三日　関東地方整備局長　石川　雄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十六号	八王子市片倉町一〇七四番一五〇地内	関東地方整備局及び同局相武国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十一月十三日

○関東地方整備局告示第三百七十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月十三日　関東地方整備局長　石川　雄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市稲荷木一丁目五〇六番一六から同市稲荷木一丁目三九八番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十一月十三日

○九州地方整備局告示第百三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月十三日　九州地方整備局長　鈴木　弘之

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
みやま市高田町徳島字渡里二八一番一から同市高田町徳島字渡里三二五番二まで	前	一五・〇〇～二九・四四メートル	〇・〇六六キロメートル
	後	一五・〇〇～二九・九五メートル	〇・〇六六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第百三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月十三日　九州地方整備局長　鈴木　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百八号	みやま市高田町徳島字渡里二八二番一から同市高田町徳島字渡里三三三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十一月十五日

○北海道開発局告示第百八十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月十三日　北海道開発局長　本田　幸一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十号	札幌市南区定山渓薄別国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署二〇四八林班と小班から同市南区定山渓薄別国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署二〇六六林班ほ小班まで	北海道開発局及び同局札幌開発建設部
三百三十四号	北海道斜里郡小清水町字美和五五六番四から同町字神浦一九四番一一まで	北海道開発局及び同局網走開発建設部

供用開始の期日　平成二十七年十一月十三日